資料２－１

様式第２－２号

令和 6 年　４月　日

東北運輸局宮城運輸支局長　殿
指定都道府県等の長　殿

名　　称　特定非営利活動法人　ドリーム･ゲート

住　　所　宮城県名取市大手町２丁目 1-3　ひまわりビル 101

代表者の氏名　理事長　横山　真典

自家用有償旅客運送の更新登録の申請

このたび、自家用有償旅客運送の有効期間の更新を行いたいので、道路運送法第７９条の６及び同法施行規則第５１条の１０の規定に基づき、下記のとおり申請します。

記

１．名称、住所、代表者の氏名
特定非営利活動法人　ドリーム・ゲート
宮城県名取市大手町２丁目 1-3　ひまわりビル 101
理事長　横山　真典

２．登録番号
東宮福第 30 号

３．自家用有償旅客運送の種別

福祉有償運送

４．運送の区域

区　　域	備　　考
名取市 仙台市 多賀城市	

５．事務所の名称及び位置

事務所の名称	位　　置
特定非営利活動法人 ドリーム・ゲート	宮城県名取市大手町２丁目 1-3　ひまわりビル 101

資料２－１

６．事務所ごとに配置する自家用有償旅客運送自動車の数及びその種類ごとの数

事務所の名称	所有区分	寝台車（軽）	車いす車（軽）	兼用車（軽）	回転シート車（軽）	セダン等（軽）	合計（軽）
特定非営利活動法人ドリーム・ゲート	所有	（　）	（１）	（　）	（　）	（　）	（　）
	持込	（）※（）	（）※（）	（）※（）	（）※（）	（）※（）	（）※（）
	合計	（　）	（　）	（　）	（　）	（　）	（　）

軽自動車については、（　）内に内数で記載すること

事業用自動車については、※欄に記入すること

６．運送しようとする旅客の範囲

○	イ　身体障害者福祉法第４条に規定する身体障害者
	ロ　精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第５条に規定する精神障害者
	ハ　障害者の雇用の促進等に関する法律第２条第４号に規定する知的障害者
	ニ　介護保険法第19条第１項に規定する要介護認定を受けている者
	ホ　介護保険法第19条第２項に規定する要支援認定を受けている者
	ヘ　介護保険法施行規則第140条の62の４第２号のる基準（基本チェックリスト）に該当する者
	ト　その他肢体不自由、内部障害、知的障害、精神障害その他の障害を有する者

行うものに○を付すものとする。

７．運送の区域ごとの対価の額

（必要に応じ関係資料を添付のこと）

初乗り５００円　以降１５分経過ごとに５００円（福祉有償運送運行規程を添付）

８．（事業者協力型自家用有償旅客運送の場合）協力事業者の氏名又は名称及び住所

９．添付書類

（１）定款又は寄付行為、登記事項証明書、役員名簿

（２）法第７９条の４第１～４号に該当しない旨を証する書類

（３）地域公共交通会議等において協議が調ったことを証する書類

（４）自家用有償旅客運送自動車についての使用権原を証する書類

（５）運転者が必要な要件を備えていることを証する書類

（６）運行管理の責任者及び運行管理の体制を記載した書類

（７）整備管理の責任者及び整備管理の体制を記載した書類

（８）事故発生時の対応に係る責任者及び連絡体制を記載した書類

（９）自家用有償旅客運送自動車の運行により生じた旅客その他の生命、身体又は財産の損害を賠償するための措置を講じていることを証する書類

（10）運送しようとする旅客の名簿

資料２－１

様式第３号

東北運輸局宮城運輸支局長　殿
指定都道府県の長　殿

宣　　誓　　書

当法人における役員の全員が、道路運送法第７９条の４第１項第１号から第４号までのいずれにも該当しないことを宣誓致します。

令和 6 年　４月　日

名　　称　特定非営利活動法人　ドリーム･ゲート

住　　所　宮城県名取市大手町２丁目 1-3　ひまわりビル 101

代表者の氏名　理事長　横山　真典

資料２－１

様式第４号

運転者就任承諾書 兼 就任予定運転者名簿

申請者（特定非営利活動法人　ドリーム・ゲート）が自家用有償旅客運送の登録を受けた場合は、その運転者として就任することを承諾致します。

	氏　名	住　所	運転免許の種類	
			区　分	種　類
1	横山　真典	柴田郡柴田町[redacted]	普通	１種
2	赤間　健司	多賀城市[redacted]	普通	１種
3	猪股　悠輔	岩沼市[redacted]	普通	１種
4	佐藤　大記	柴田郡大河原町[redacted]	普通	１種
5	佐々木　慎一	仙台市太白区[redacted]	普通	１種
6	川原　貴雄	仙台市太白区[redacted]	普通	１種
7	高橋　亜由美	岩沼市[redacted]	普通	１種
8				種

※　運転免許の種類欄には、受けている運転免許の別（普通・大型及び１種・２種）を記載すること。
※　第２種運転免許を有しない者にあっては、施行規則第５１条の１６第１項各号のいずれかの要件を備えていることを証する書類を添付すること。

資料２－１

様式第６号

運行管理の責任者　就任承諾書

申請者（特定非営利活動法人　ドリーム・ゲート）が自家用有償旅客運送の登録を受けた場合は、その運行管理の責任者として就任することを承諾致します。

令和６年　４月　　日

住　　所　仙台市太白区[redacted]

氏　　名　田中　慎也

※　乗車定員１１以上の車両を配置する事務所及び乗車定員１０人以下の車両を５両以上配置する事務所の運行管理の責任者にあっては、運行管理者資格証の写し又は施行規則第５１条の１７第２項各号のいずれかの要件を備えていることを証する書類を添付すること。

資料２－１

様式第７号

運送の主体（申請者名）	特定非営利活動法人ドリーム・ゲート

運行管理の体制等を記載した書類

事務所名（特定非営利活動法人　ドリーム・ゲート）

１．運行管理・整備管理の体制

（ア）運行管理の責任者の就任予定名簿

No	氏　　名	住　　所	資格の種類	委託	協力
1	田中　慎也	仙台市太白区[redacted]			
2					
3					

- 乗車定員１１人以上の車両を配置する事務所及び乗車定員１０人以下の車両を５両以上配置する事務所の運行管理の責任者にあっては、運行管理者資格証の写し又は施行規則第５１条の１７第２項各号のいずれかの要件を備えていることを証する書類を添付すること。
- 資格の種類には、法２３条第１項の運行管理者、その他の別を記載するものとする。
- 運行を委託する場合は、受託者における運行管理の責任者を記載し、委託欄に○印を記載するものとする。
- 事業者協力型自家用有償旅客運送の場合は、協力事業者における運行管理者を記載し、協力欄に○印を記載するものとする。

（イ）整備管理の責任者の就任予定名簿

No	氏　　名	住　　所	協力
1	田中　慎也	仙台市太白区[redacted]	
2	佐藤　大記	柴田郡大河原町[redacted]	
3			

- 事業者協力型自家用有償旅客運送の場合は、受託者において選任した者を記載し、協力欄に○印を記載するものとする。

（ウ）運行管理・整備管理に係る指揮命令系統

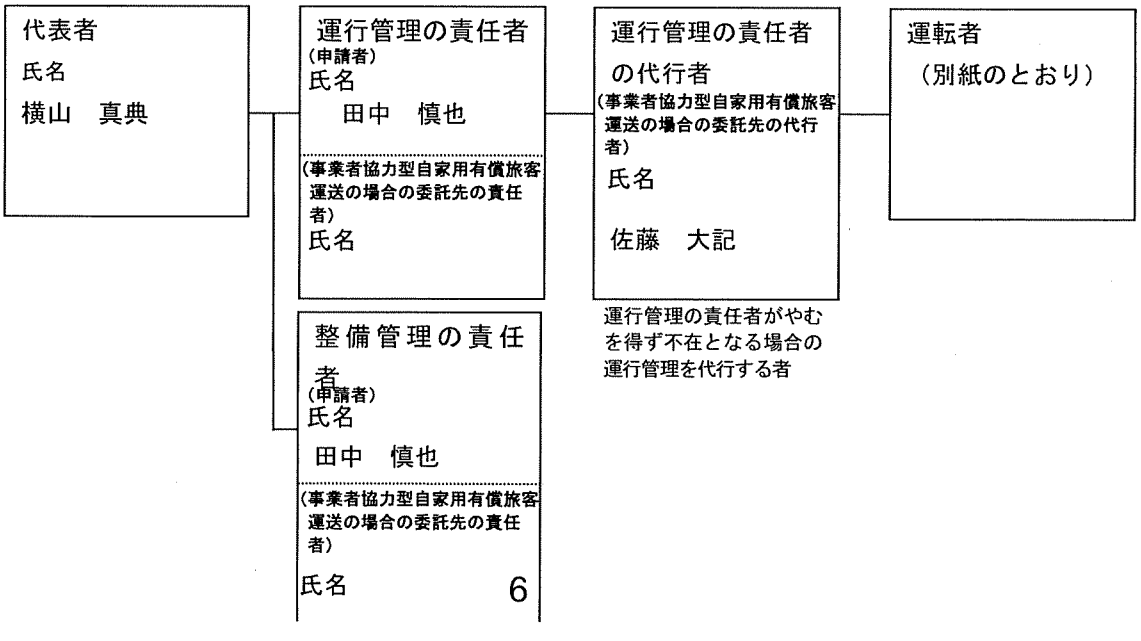

資料２－１

２．事故処理連絡体制

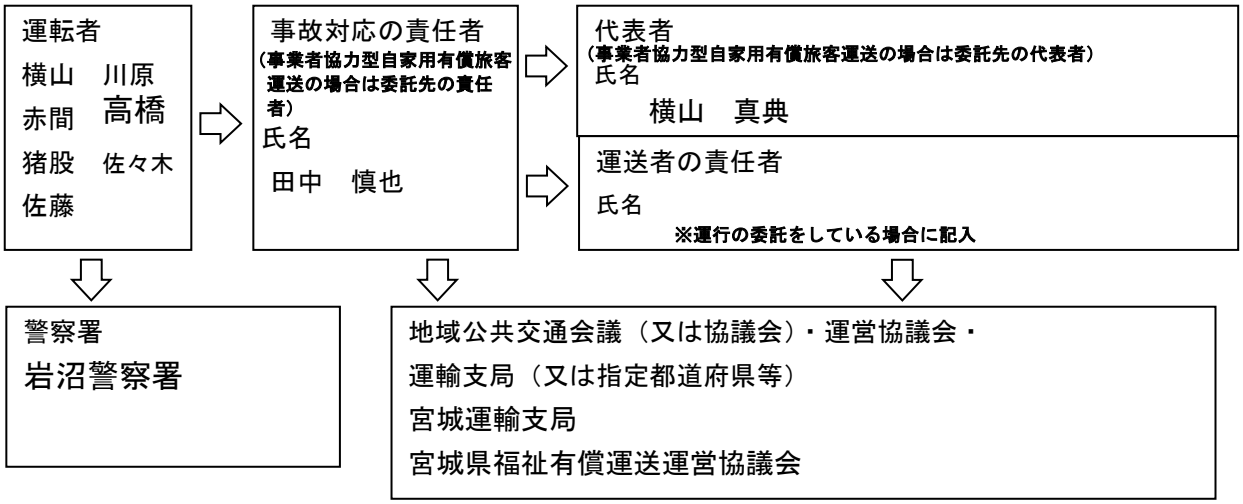

３．苦情処理体制

苦情処理責任者	苦情処理担当者
横山　真典	佐藤　大記

宮運輸旅第５４号

自家用有償旅客運送者登録証

道路運送法第７９条の７の規定に基づき、下記のとおり自家用有償旅客運送者として登録を行ったことを証する。

記

１．　登録番号
　東宮福第３０号

２．　登録の有効期間
　令和６年５月２３日まで

３．　名称及び住所並びに代表者氏名

　宮城県名取市大手町二丁目１番３号ひまわりビル１０１号室
　特定非営利活動法人ドリーム・ゲート
　理事長　横山　真典

４．　自家用有償旅客運送の種別
　福祉有償運送

５．　運送の区域
　仙台市、名取市、多賀城市

令和４年１０月４日

東北運輸局宮城運輸支局長

東　北　運　輸　局

特定非営利活動法人ドリーム・ゲート　定款

特定非営利活動法人ドリーム・ゲート　定款

第1章　総則

（名称）

第1条　この法人は、特定非営利活動法人ドリーム・ゲートという。

（事務所）

第2条　この法人は、主たる事務所を宮城県名取市大手町２丁目１番３号ひまわりビル101号室に置く。

2　この法人は、前項のほか、従たる事務所を宮城県仙台市宮城野区中野字神明101番地３号に置く。

第2章　目的及び事業

（目的）

第3条　この法人は、障がい者及び高齢者に対して、地域で自立した生活を営んでいくために必要な事業を行い、福祉の増進を図り、社会全体の利益の増進に寄与することを目的とする。

（特定非営利活動の種類）

第4条　この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

(1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動

（事業）

第5条　この法人は、第３条の目的を達成するため、次の特定非営利活動に係る事業を行う。

(1)障がい者(児)の生活支援に関する事業（介助者派遣、レスパイトサービスなど）

(2)介助者養成事業

(3)介護保険法に基づく訪問介護、介護予防訪問介護事業又は第１号訪問事業、居宅介護支援等の事業

(4)障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業

(5)ガイドヘルパー派遣事業

(6)障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく一般相談支援事業
(7)道路運送法に基づく福祉有償運送事業
(8)災害支援、防災に関する事業
(9)不動産の賃貸及び管理事業
(10)子育て支援、保育に関する事業

第3章　会員

（種別）

第6条　この法人の会員は、次の２種とし、運営会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

(1) 運営会員　本会の目的に賛同して入会して，総会において議決権を有する個人及び団体

(2) 利用会員　本会のサービスを利用する個人及び団体

（入会）

第7条　運営会員及びその他の会員として入会しようとするものは、その旨を記載した入会申込書を理事長に提出するものとする。

2　理事長は、入会申込者が本会の目的に賛同し、活動及び事業に協力できる者と認めるときは、正当な理由がない限り入会を承認しなければならない。

3　理事長は、前項のものの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

（入会金及び会費）

第8条　運営会員及びその他の会員は、理事会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

（会員の資格の喪失）

第9条　運営会員及びその他の会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

(1) 退会届の提出をしたとき。

(2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。

(3) 正当な理由なく会費を滞納し、催告を受けてもそれに応じず、納入しないとき。

(4) 除名されたとき。

（退会）

第10条 運営会員及びその他の会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

（除名）

第11条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) この定款等に違反したとき。

(2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

（拠出金品の不返還）

第12条 既納の入会金、会費及びその他の拠出金品は、返還しない。

第4章　役員及び職員

（種別及び定数）

第13条 この法人に次の役員を置く。

(1) 理事　　３人以上

(2) 監事　　１人以上

2 理事のうち、１人を理事長、１人を副理事長とする。

（選任等）

第14条 理事は、理事会において運営会員の中から選任し、総会に報告する。

2 理事長及び副理事長は、理事の互選により定める。

3 監事は総会で選任する。

4 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは３親等以内の親族が１人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び３親等以内の親族が役員の総数の３分の１を超えて含まれることになってはならない。

5 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

（職務）

第15条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

2 理事長以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。

3 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故があるとき又は理事長が欠けたと

きは、その職務を代行する。

4 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。

5 監事は、次に掲げる職務を行う。

(1) 理事の業務執行の状況を監査すること。

(2) この法人の財産の状況を監査すること。

(3) 前 2 号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。

(4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。

(5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

（任期等）

第16条 役員の任期は、２年とする。ただし、再任を妨げない。

2 前項の規定に関わらず、後任の役員が選定されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまで役員の任期を伸長する。

3 補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

（欠員補充）

第17条 理事又は監事のうち、その定数の 3 分の 1 を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

（解任）

第18条 理事が次の各号の一に該当するに至ったときは、理事会の議決により、これを解任することができる。この場合、その理事に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) 職務の遂行に堪えないと認められるとき。

(2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

2 監事が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その監事に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) 職務の遂行に堪えないと認められるとき。

(2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第19条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

3 前2項に関して必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(事務局及び職員)

第20条 この法人に、事務を処理するため事務局を設け、事務局長及び必要な職員を置く。

2 事務局長は、理事会の議決を経て理事長が委嘱し、職員は理事長が任免する。

3 事務局の組織及び運営に関する必要な事項は、理事会の議決を経て理事長が別に定める。

第5章 会議

(種別)

第21条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

第22条 総会は、運営会員をもって構成する。

2 理事会は、理事をもって構成する。

3 監事は、理事会に出席し、意見を述べることができる。

(権能)

第23条 理事会は、以下の事項について議決する。

(1) 事業計画及び活動予算の作成並びにその変更

(2) 入会金及び会費の額

(3) 理事の選任、解任

(4) 役員の職務

(5) 総会に付すべき事項

(6) その他本会の運営に関する必要な事項

2 総会は、特定非営利活動促進法及びこの定款に規定するもののほか、理事会が総会に付すべき事項として議決したことを議決する。

(開催)

第24条 通常総会は、毎年１回開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

(1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。

(2) 運営会員総数の２分の１以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。

(3) 第 15 条第 5 項第 4 号の規定により、監事から招集があったとき。

3 理事会は、次のいずれかに該当する場合に開催する。

(1) 理事長が必要と認めた場合

(2) 理事の現在数の３分の１以上から会議の目的たる事項を示して請求があった場合

(3) 第 15 条第 4 項第 5 号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

（招集）

第25条 総会及び理事会は、前条第２項第３号の場合を除き、理事長が招集する。

2 総会を招集する場合は、日時及び場所ならびに会議の目的たる事項及びその内容を示した書面を、開会日の２週間前までに発して行わなければならない。

3 理事会を招集する場合は、日時及び場所ならびに会議の目的たる事項及びその内容を示した書面またはファックス、Ｅ－mail をもって、開会日の１週間前までに招集通知を発信して行わなければならない。ただし、議事が緊急を要する場合において、理事長が必要と認めて招集するときは、この限りではない。

4 前条第２項第１号及び第２号または第３項第２号及び第３号の請求があった場合は理事長は速やかに会議を招集しなければならない。

（議長）

第26条 総会の議長は、その総会において、出席した運営会員の中から選出する。

（議事録）

第27条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 運営会員の現在数

(3) 総会に出席した運営会員の数（書面表決者又は表決委任者がある場合には、その数を付記すること。）

(4) 審議事項

(5) 議事の経過の概要及び議決の結果

(6) 議事録署名人の選任に関する事項

（運営方法）

第28条 総会及び理事会の運営方法はこの定款に定めるほか、別に定める規則による。

（定足数）

第29条 総会は、運営会員総数の２分の１以上が出席した場合に開会する。

（議決）

第30条 総会における議決事項は、第 25 条第２項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。ただし、議事が緊急を要するもので、出席した運営会員の３分の２以上の同意があった場合は、この限りではない。

2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した運営会員の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 理事会における議決事項は、第 25 条第３項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。ただし、議事が緊急を要するもので、出席した理事の３分の２以上の同意があった場合は、この限りではない。

4 理事会の議事は、この定款に規定するもののほか、理事総数の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（表決権等）

第31条 総会における各運営会員の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため総会に出席できない運営会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の運営会員を代理人として表決を委任することができる。

3 前項の規定により表決した運営会員は、前 2 条及び次条の適用については、総会に出席したものとみなす。

4 総会の議決について、特別の利害関係を有する運営会員は、その議事の議決に加わることができない。

5 理事会における各理事の表決権は、平等なるものとする。

6 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。

7 前項の規定により表決した理事は、前条の適用については、理事会に出席したものとみなす。

8 理事会の議決について、特別の利害関係を有する運営会員は、その議事の議決に加わることができない。

（書面等による議決）

第32条 理事長は、簡易な事項または急を要する事項については、理事が書面またはファックスにより賛否を示すことにより、理事会の議決に代えることができる。

第6章　資産及び会計

（資産の構成）

第33条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

(1) 設立当初の財産目録に記載された資産

(2) 入会金及び会費

(3) 寄付金品

(4) 財産から生じる収益

(5) 事業に伴う収益

(6) その他の収益

（資産の管理）

第34条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

（会計の原則）

第35条 この法人の会計は、法第２７条各号に掲げる原則に従って行わなければならない。

(会計の区分)

第36条 この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業に関する会計の１種とする。

（事業年度）

第37条 この法人の事業年度は、毎年４月１日に始まり、その翌年の３月３１日に終わる。

（事業計画及び活動予算）

第38条 この法人の事業計画及び活動予算は、理事長が作成し、毎事業年度開始前に理事会の議決を経なければならない。

2 事業計画及び支出の変更は、理事会の議決を経て行う。

（事業報告及び決算）

第39条　この法人の事業報告書、活動計算書、財産目録及び貸借対照表は、理事長が事業年度終了後に遅滞なくこれを作成し、監事の監査を経た上、当該事業年度終了後の通常総会の承認を経なければならない。

（臨機の措置）

第40条　予算をもって定めるもののほか、借入金の借り入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事会の議決を経なければならない。

第7章　定款の変更、解散及び合併

（定款の変更）

第41条　この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した運営会員の４分の３以上の多数による議決を経、かつ、法第 25 条第 3 項に規定する事項を変更する場合、所轄庁の認証を得なければならない。

（解散）

第42条　この法人は、次に掲げる事由により解散する。

(1)　総会の決議
(2)　目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
(3)　運営会員の欠亡
(4)　合併
(5)　破産手続開始の決定
(6)　所轄庁による設立の認証の取消し

2　前項第 1 号の事由によりこの法人が解散するときは、運営会員総数の４分の３以上の承諾を得なければならない。

3　第 1 項第 2 号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

（残余財産の帰属）

第43条　この法人が解散（合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第 11 条第 3 項に掲げる者のうち、総会において出席した運営会員の過半数の議決を経て選定された特定非営利活動法人または社団法人、財団法人に譲渡するものとする。

（合併）

第44条　この法人が合併しようとするときは、総会において運営会員総数の４分の３以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第8章　公告の方法

（公告の方法）

第45条　この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載してこれを行う。

第9章　雑則

（細則）

第46条　この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附則

1. この定款は、この法人の成立の日から施行する。
2. この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

理事長	田中　慎也
副理事長	森　真太郎
理事	横山　真典
監事	佐藤　聡

3. この法人の設立当初の役員の任期は、第16条第1項の規定にかかわらず、成立の日から平成20年5月末日までとする。
4. この法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、第38条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。
5. この法人の設立当初の事業年度は、第37条の規定にかかわらず、成立の日から平成20年3月31日までとする。
6. この法人の設立当初の入会金及び会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。
   (1) 運営会員＝入会金2000円、年会費0円
   (2) 利用会員　＝入会金2000円、年会費0円
7. この定款の変更は、平成21年8月1日から施行する。
   この定款の変更は、平成25年5月21日から施行する。
   この定款の変更は、平成29年4月1日から施行する。

附則

この定款の変更は、宮城県知事の認証のあった日から施行する。

履歴事項全部証明書

宮城県名取市大手町二丁目１番３号ひまわりビル１０１号室
特定非営利活動法人ドリーム・ゲート

会社法人等番号	３７０８－０５－０００４５１
名　称	特定非営利活動法人ドリーム・ゲート
主たる事務所	宮城県名取市大手町二丁目１番３号ひまわりビル１０１号室
法人成立の年月日	平成１９年８月１３日
目的等	目的及び業務 この法人は、障がい者及び高齢者に対して、地域で自立した生活を営んでいくために必要な事業を行い、福祉の増進を図り、社会全体の利益の増進に寄与することを目的とする。 この法人は、上記の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。 （１）保健、医療又は福祉の増進を図る活動 この法人は、上記の目的を達成するため、次の特定非営利活動に係る事業を行う。 （１）障がい者（児）の生活支援に関する事業（介助者派遣、レスパイトサービスなど） （２）介助者養成事業 （３）介護保険法に基づく訪問介護、介護予防訪問介護事業又は第１号訪問事業、居宅介護支援等の事業 （４）障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業 （５）ガイドヘルパー派遣事業 （６）障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく一般相談支援事業 （７）道路運送法に基づく福祉有償運送事業 （８）災害支援、防災に関する事業 （９）不動産の賃貸及び管理事業 （１０）子育て支援、保育に関する事業 平成２９年　６月１５日変更　　令和　１年　６月１２日登記
役員に関する事項	宮城県柴田郡柴田町槻木西二丁目１番２４号 理事　　横　山　真　典 宮城県柴田郡柴田町槻木西二丁目１番２４号 理事　　横　山　真　典 宮城県柴田郡柴田町槻木西二丁目１番２４号 理事　　横　山　真　典	平成３０年　６月　１日重任 令和　１年　７月１２日登記 令和　２年　６月　１日重任 令和　４年１１月１０日登記 令和　４年　６月　１日重任 令和　４年１１月１０日登記

整理番号　ス３８５６１０　　＊　下線のあるものは抹消事項であることを示す。　　１／２

宮城県名取市大手町二丁目１番３号ひまわりビル１０１号室
特定非営利活動法人ドリーム・ゲート

従たる事務所	１ 宮城県仙台市宮城野区中野字神明１０１番地３号	平成２９年　４月　１日設置 令和　１年　７月１２日登記
登記記録に関する事項	平成２１年８月１日宮城県仙台市青葉区旭ケ丘四丁目１４番１号コープサンマールＡ１０６号室から主たる事務所移転 平成２１年　８月１０日登記	

これは登記簿に記録されている閉鎖されていない事項の全部であることを証明した書面である。
（仙台法務局管轄）

令和　６年　３月２５日
仙台法務局名取出張所
登記官　伊　藤　博　美

整理番号　ス３８５６１０　　＊　下線のあるものは抹消事項であることを示す。　　２／２

役 員 等 名 簿

申請者（法人）名　（　特定非営利活動法人ドリーム・ゲート）

（ふりがな） 氏　　名	生年月日 役職名・呼称	住所（ふりがな） TEL	 FAX	押印
よこやままさのり 横山真典	[redacted] 理事	みやぎけんしばたぐんしばたまち 宮城県柴田郡柴田町 [redacted]		
ささきしんいち 佐々木真一	[redacted] 理事	みやぎけんせんだいしたいはくく 宮城県仙台市太白区 [redacted]		
あかまたけんじ 赤間健司	[redacted] 理事	みやぎけん 宮城県多賀城市 [redacted]		
こまつせんきち 小松千吉	[redacted] 監事	みやぎけんせんだいしあおばく 宮城県仙台市青葉区 [redacted]		

注　当該法人の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等の支配力を有するものと認められる者を含む。）及び事業所を管理する者について記入・押印してください。

（施行規則第５１条の３第５号関係）　　参考様式第イ号

自家用有償旅客運送に使用する車両の一覧

自家用有償旅客運送者の名称　特定非営利活動法人ドリーム・ゲート

番号	自動車登録番号 又は 車両番号	乗車定員 （人）	所有者名	使用者名	備考
1	宮城880あ3170	4	株式会社オリコオートリース	特定非営利活動法人ドリーム・ゲート	
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
13					
14					
15					
16					
17					
18					
19					
20					